

ペット等飼養に関する条例制定に向けた考え方について

1 趣旨

人とペットのより良き共生社会の実現を目指すため、ペット飼養に関するルール of 地域理解や飼い主マナーの促進、区が努めるべき事項などを定めることとし、考え方を示し区民との意見交換を行う。

2 ペットに関する課題への取組み経過

区では昨年 6 月、「人とペットとのより良き共生」を実現するために、学識経験者やペット関連団体等の代表、公募区民から成る懇談会を発足し、ペットに関する課題について様々な立場から論議し、本年 3 月、苦情やトラブルの解決には、飼い主のマナー向上や基本的なルールの確立、地域理解の推進等が必要である旨、提言を受けた。

区ではこの提言に基づき、ペットとの共生を目指した様々な施策やペット飼養に係る基本ルール遵守に向けた必要な方策等の検討を行なった。今後、区民の理解を得て、ペット飼養者のマナー確立やペットに関する施策を推進するため条例を制定することとし、その考え方をとりまとめた。

3 条例に盛り込む主な内容

(1) 区が努めるべき事項

- ①動物の愛護及びペットの迷惑行為防止の啓発
- ②適正飼養ができるための公園等の条件整備
- ③糞尿、悪臭、騒音等で区民が迷惑を受けないための必要な指導、勧告等
- ④飼い主のいない猫等が近隣に迷惑をかけないための必要な防止措置の促進
- ⑤災害時のペットの救護と避難のための条件整備

(2) 区民等が努めるべき事項

ペットの飼養者及び飼養していない者は、相互の理解に努めること
区民等は、協力して人とペットとの共生社会実現に努めること

(3) 飼い主が努めるべき事項

①飼い主に共通の遵守事項

適正な飼養及び保管、ペットの感染症防止に努めること、糞尿や鳴き声により近隣へ迷惑をかけないこと、終生飼養に努め遺棄しないこと、繁殖防止措置を執ること、災害時におけるペットの適正な保管及び事故防止等に努めること

②猫の飼い主の遵守事項

飼い猫の屋内飼養に努め、首輪等による身元判明措置を講ずること

③犬の飼い主の遵守事項

近隣に迷惑をかけないように適切なしつけを施すこと。犬の飼養及び運動場所、時間帯等の配慮。リードの保持、糞の持ち帰り、尿の適正な処理等に努めること

(4) 飼い主のいない猫、その他の動物についての遵守事項

飼い主のいない猫およびその他の動物に対しては、公共の場所で餌を与えないこととし、区長が許可した場合で一定の条件を遵守した場合には、餌を与えることができること

(5) マナー違反に対する区の対応

条例の規定に違反した者に対しては、指導、勧告を行い、勧告に従わない者に対しては命令できること、また、命令に従わない場合、罰則として罰金を科す規定をおくこと

※詳細は、別紙「ペット等飼養に関する条例制定に向けた考え方」を参照

ペット等飼養に関する条例制定に向けた考え方

No.	項 目	内 容	備 考
1	目 的	条例の目的は、人とペットとの共生社会の実現を目指し、飼い主への適正飼養や保管等の遵守事項を定めるとともに、指導・勧告などを行なうことにより不適切な飼養に起因する地域住民への迷惑を防止し、良好な生活環境の保全に資することとする。	
2	条例の対象とするもの	(1) ペット (2) 飼い主 (3) 迷惑行為 (4) 区民等	
3	区が努めるべき事項	区は、次の事項の実施に努める。 1 人とペットの共生社会実現のため、動物の愛護及びペットの迷惑行為防止の啓発 2 ペットの適正飼養ができるための公園等の条件整備 3 ペットの糞尿、悪臭や騒音等で区民が迷惑を受けないための必要な指導、勧告等 4 飼い主のいない猫等が近隣に迷惑をかけないための必要な防止措置の促進 5 災害時のペットの救護と避難のための条件整備	
4	区民等が努めるべき事項	1 区民等は、動物愛護の精神をふまえ、ペットの飼養者も飼養していない者も相互にその理解に努めるものとする。 2 区民等は、区が実施する施策に協力し、人とペットとの共生社会の実現に努めるものとする。	
5	飼い主の遵守事項	1 飼い主は、ペットの本能、習性等を理解するとともに、命あるものであるペットの飼い主としての責任を十分に自覚して、ペットの適正な	

		飼養又は保管に努めなければならない。 2 飼い主は、ペットの感染症について正しい知識を持ち、感染の防止に努めなければならない。 3 飼い主は、ペットの飼養について近隣住民の理解を得られるように心がけ、ペットの鳴き声や糞尿、ペットに起因する悪臭で周囲に迷惑をかけないように、周辺環境への配慮に努めなければならない。 4 集合住宅に居住する飼い主は、ペットの飼養について近隣住民に迷惑をかけないように、集合住宅の特性を踏まえ、周辺環境への配慮に努めなければならない。 5 飼い主は、ペットが終生飼養されるように努め、遺棄してはならない。 6 飼い主は、ペットが繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、不妊去勢手術等により、その繁殖を制限するための措置を執るものとする。 7 飼い主は、災害時におけるペットの適正な保管及び事故防止等に努めなければならない。	
6	猫の飼い主の遵守事項	1 猫の飼い主は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等、猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全のため、当該猫の屋内飼養に努めなければならない。 2 猫の飼い主は、猫が逸走した時に備え、猫が自己の所有に係わるものであることを明らかにするため、首輪等による身元判明措置を講ずるように努めなければならない。	
7	犬の飼い主の遵守事項	1 犬の飼い主は、犬の鳴き声等で近隣に迷惑をかけないように、犬に適切なしつけを施すこと 2 良好な周辺環境の維持のため、犬の飼養及び運動場所、時間帯等に配慮すること 3 犬を公共の場所等で運動させる場合には、次に掲げる事項を守るよう努めなければならない。	

		(1) 犬を制御できる者が原則として綱若しくは鎖等で確実に保持して行うこと (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱等の点検及び調節などに配慮すること (3) 犬の糞を処理するための器具を絶えず携行し、糞をしたときは、持ち帰ること (4) 犬の尿により公共の場所等に迷惑を及ぼしたときは、適正な処理をすること	
8	飼い主のいない猫、その他の動物についての遵守事項	区民等は、公共の場所で飼い主のいない猫及びその他の動物に、餌を与えてはならない。ただし、区長が許可した場合で、許可する条件を遵守する場合は、餌を与えることができる。	許可する場合の区長の条件は、地域に迷惑をかけない方法による餌やりや不妊去勢手術を行うことなど、規則等で定めることとします。
9	指導及び勧告	区長は、区民等が5から8の規定に違反しているときは、指導をすることができる。また、指導に従わないときは、勧告をすることができる。	
10	命令	区長は、9の勧告を受けた区民等が、正当な理由なく従わないときは、命令することができる。	
11	罰則	10の命令に従わない場合、罰金を科す。	